

岩手県告示第516号

漁業災害補償法（昭和39年法律第158号）第104条第1号に規定する漁業に係る次の加入区について、同法第105条の2第4項の規定により、同条第3項の規定による届出を審査した結果、同条第1項に規定する要件に適合すると認める。

令和7年8月29日

岩手県知事 達 増 拓 也

加入区の名称	漁業の区分
田野畑村	あわびをとる漁業
山田湾	あわびをとる漁業